

開発行為等協議申請書提出部数一覧

開発行為等の目的 (用途等)	申請書提出部数		
	正本	副本	閲覧用図書
分譲住宅	1部	15部 (4部)	1部
共同住宅、長屋等	1部	15部 (4部)	1部
店舗等の商業系施設	1部	16部 (5部)	1部
事務所、倉庫等の業務施設	1部	16部 (5部)	1部
工場	1部	16部 (5部)	1部
福祉施設、診療所等	1部	16部 (5部)	1部
資材置き場、露天駐車場等 (宅造規制法案件)	1部	12部 (3部)	1部
携帯電話基地局等の工作物	1部	10部 (3部)	1部

<注意事項>

①副本欄の上段に記載の必要部数のうち、下段()書きに記載の部数は、次の図面等の添付を省略できる。

(6)流域及び排水経路図(流量計算書を含む)、(7)造成計画断面図、排水路縦断面図、道路縦断面図、(8)道路施設・排水施設・擁壁等の各構造図、(10)土地登記事項証明書、土地所有者等の同意書等

②開発行為等が次のケースに該当する場合は、上記の必要部数に次の部数を加えて提出して下さい。

a.普通財産等(大字中、市所有地)が開発区域に隣接する等し、影響が考えられる場合・・・1部(添付図面等省略不可)

b.三山木地区特定土地区画整理事業施行地区内で開発行為等を行う場合
・・・1部(添付図面等省略不可)

③複合用途の場合は、上記一覧表の該当区分の中で、最も多い部数を提出して下さい。

④閲覧用図書とは、「申請書の写し、位置図、土地利用計画図、造成計画平面図」を指す。

⑤上記の申請書提出部数は、標準を示したものであり、開発行為等の内容により変わる場合があります。詳細は、担当者に確認願います。